



第 3 章

計画の目標

1 計画の基本理念と基本目標

本計画は、「第2次橋本市障がい者計画」における、障がい福祉サービスなどの具体的な見込みと確保策を定めた計画です。

このため、本計画においても「第2次橋本市障がい者計画」が定める基本理念及び基本目標に基づき、各施策を推進するものとします。

【「第2次橋本市障がい者計画」の基本理念等】

〈基本理念〉

すべての人が、お互いを尊重し
いきいきと安心して暮らせるまち 橋本

〈基本目標〉

1. 人権を尊重し共に認め合い支え合うまちづくり

障がいの有無に関わらず、市民それぞれの個性や能力が十分に尊重され、多様な価値観を認め合える連帯の視点に立つ社会づくりが必要です。

このような認識のもと、障がいに対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいのある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、共に生きるまちづくりをめざします。

2. 地域での自立生活を支援する体制づくり

障がいのある人が自己決定と自己選択に基づき、主体的にサービスを利用し、地域で自立生活を安心して送ることができるよう障がい福祉サービスの充実を図ることが必要です。

障がいのある人のニーズに応じた多様なサービスが柔軟かつ複合的に提供されるようサービスの提供基盤の充実を図るとともに、障がいのある人自身の選択による主体的な社会活動への参加、地域での自立した生活を可能にする支援体制の実現をめざします。

3. すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり

本市では、すべての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に立った環境整備や、情報面のバリアフリー化の取組を進めていきます。

地域での支え合いや助け合いをはじめ、就労や社会参加への機会の提供、多様な方法による情報提供など総合的に取り組み、すべての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

2 国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、2020年度における成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度末における地域生活に移行する者 ・2020年度末の施設入所者数
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度中に一般就労に移行する者 ・就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率 ・就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・主な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

3 障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、国の指針では2016年度（平成28年度）末の施設入所者数の2%以上削減することとなっていますが、本市では、施設入所待ちの人もいるため、2016年度（平成28年度）並の目標数値としています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、2016年度（平成28年度）末の施設入所者数の9%以上となっています。

目標	実績値	目標値
施設入所者	62人	62人
施設入所者の削減数		0人
施設入所から地域生活へ移行		3人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、2020年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

本市では、橋本・伊都地域自立支援協議会の専門部会である精神保健ネットワーク部会において、協議の場を設置し、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、2020年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

本市では、2020年度までに、市または圏域において1か所整備を行っていきます。

目標	目標値
地域生活支援拠点等を整備	1か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、2016年度（平成28年度）の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、2016年度（平成28年度）末における利用者数から2割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることとされています。

就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にすることとされています。

目標	実績値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者	10人	15人
就労移行支援事業利用者数	19人	22人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率		50%
就労定着支援事業による1年後の職場定着率		80%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村又は市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村又は市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

目標	目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の充実	1か所
主な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置